

一般社団法人日本フロアボール連盟

役員候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第5章の役員、監事(以下「役員」という。)を選任する総会に、役員会が議案として提出する役員候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者選考部会)

第2条 役員会は、第5条により推薦された役員候補者のうち、役員会において役員候補者として総会に提案する者を選考するために、役員候補者選考部会を設置する。

2. 役員候補者選考部会は、役員会から独立した諮問部会として、役員候補者の資質及び能力を適切に確認・判断し、多様な意見を反映できる役員構成の実現を図ることをその任務とする。
3. 役員会は、役員候補者選考部会から役員候補者につき答申を受けたときは、その者を役員に選任する旨の議案を総会に提出することを決議するものとする。但し法令又は定款に定める役員の欠格事由に該当する場合その他特段の事情がある場合はこの限りではない。

(役員候補者選考部員)

第3条 役員候補者選考部会の委員は、この規程の定めに従い理事会が選任する。

2. 役員候補者選考部会の部員の任期は、就任の日からその後最初に到来する役員の選任に係る総会の終了時までとする。
3. 役員候補者選考部会の部員構成は以下の(1)～(3)を含む5名以内とし、かつ、女性委員を1名以上とする。
 - (1) 会長
 - (2) 有識者から3名
 - (3) 正会員から1名

(役員候補者選考部会の運営)

第4条 役員候補者選考部会の部長は、部員の互選により選出する。

2. 役員候補者選考部会は、部長が招集する。ただし、前項の規程による互選がなされる前は役員会が招集する。
3. 役員候補者選考部会の議長は部長が務める。
4. 役員候補者選考部会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。
5. 役員候補者選考部会の決議は、部会に出席した部員の過半数をもって行う。但し部員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。
6. 役員候補者選考部会は、役員候補者を決議したときは、その内容を速やかに役員会に答申する。

(役員候補者及び監事候補者の推薦)

第5条 役員、監事、都道府県フロアボール連盟・協会又は定款74条に記載の関連団体は役員会に対し役員候補者を推薦できるものとする。

2. 総務委員会は、公募による者の中から本連盟の役員としての資質・能力を適正に審査し、役員会に対し役員候補者を推薦できるものとする。
3. 役員候補者推薦書提出の締切日は、役員改選が行われる年の3月末とする。
4. 推薦書には下記のを添える。
 - (1) 候補者の略歴
 - (2) 候補者と本連盟との関係
 - (3) 候補者の兼職状況
 - (4) 再任の場合には役員としての活動状況

(役員候補者の選考基準)

第6条 役員候補者選考部会は、役員候補者を選考するにあたり、次の各号に定める基準を尊重しなければならない。

- (1) スポーツ庁策定の「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け・令和元年6月10日)」原則2に規定する事項を踏まえた多様な意見を反映できる役員構成であること。
 - (2) 就任時において、役員においては満70歳未満であること。
ただし、会長、監事は75歳未満とする。
 - (3) 新陳代謝を図るため、在任期間が連続して10年を超えることがないこと。
 - (4) フロアボール・ネオホッケー又はそれ以外のスポーツ、経営全般、法律、会計、財務、国際等の分野において、専門的な知識又は経験を有するとともに、遵法精神に富んでいること。
 - (5) フロアボール部門及びネオホッケー部門の役員においては、各競技に参加していることとする。
 - (6) 役員会への出席その他本連盟の運営に対する積極的参加が見込めること。
 - (7) 担当部門以外に対する積極的な参加及び意見が見込めること。
 - (8) 各都道府県連盟・協会の役職員でないこと。
2. 前項第3号の規程にかかわらず、下記の各場合には1期又は2期に限り再任することを妨げない。
- (1) 当該役員がIFFの役職者である場合
 - (2) 当該役員の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員が新たに又は継続して会長又は専務理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づく場合。なお、当該役員の実績、特別事情の有無等は客観的な視点から評価するものとする。

(変更)

第7条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。